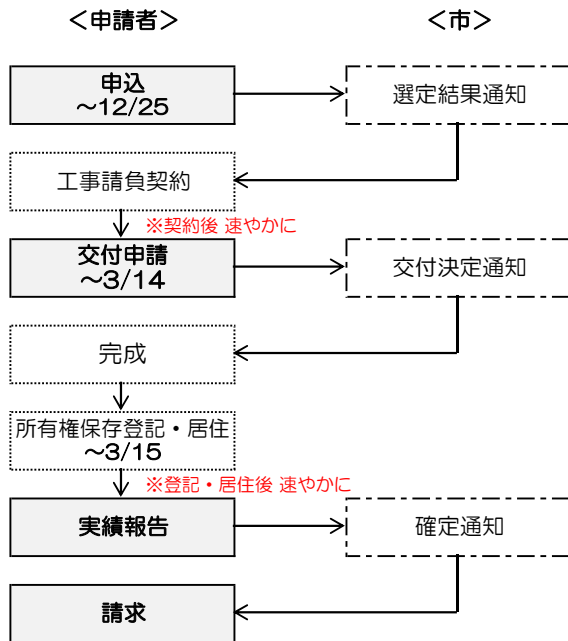


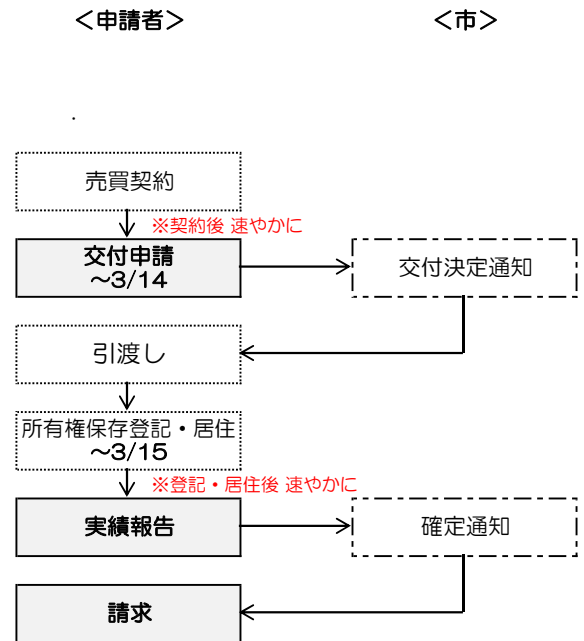
新住宅取得推進事業補助金の手続の流れ

新築住宅を建築する場合



(注) 必ず工事請負契約前に申込書を提出してください。
※補助金交付額は交付申請後に決定します。

建売住宅・中古住宅を購入する場合



(注) 必ず住宅引渡し前に交付申請書を提出してください。

手続の流れ

申込

申込書 添付書類

- ・付近見取図及び各階平面図
- ・身分証明書（運転免許証、健康保険証など）の写し
- ※移住者であることを確認できる書類（戸籍の附票、住民票抄本等）
（居住誘導区域外に住宅を取得する場合のみ）

交付申請

交付申請書 添付書類

- ・配置図、各階平面図及び立面図
- ・工事請負契約書の写し
- ・事業費内訳書（補助対象事業費の内訳が分かるもの）
- ※納税証明書（市税に滞納なし）
- ・新婚世帯であることを確認できる書類
（新婚世帯に該当する場合のみ：戸籍謄本、パートナーシップ宣誓書受領証等）
- ※移住者であることを確認できる書類
（移住者に該当する場合のみ：戸籍の附票、住民票抄本等）
- ・支出証拠書類（契約締結前の支払がある場合）
- ・その他の書類が必要となる場合があります

実績報告

実績報告書 添付書類

- ・工程（着工前、基礎工事、建て方等）及び工事完成の現況
（台所、風呂及び便所を含むもの並びに外観）が分かる写真
- ・支払調書（様式第7号）及び支出証拠書類
- ・当該住宅の全部事項証明書の写し
- ・誓約書（様式第8号）
- ※住民票謄本

交付申請

交付申請書 添付書類

- ・付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- ・売買契約書の写し
- ・事業費内訳書（補助対象事業費の内訳が分かるもの）
- ・当該住宅の写真（台所、風呂及び便所並びに外観）
- ・当該住宅が耐震性を有することを確認できる書類
（着工年月が分かる書類、耐震診断報告書等）
- ・耐震改修誓約書（様式第5号）（※耐震性を有することを確認できない場合）
- ・身分証明書の写し
- ※納税証明書（市税に滞納なし）
- ・新婚世帯であることを確認できる書類
（新婚世帯に該当する場合のみ：戸籍謄本、パートナーシップ宣誓書受領証等）
- ※移住者であることを確認できる書類
（移住者に該当する場合のみ：戸籍の附票、住民票抄本等）
- ・支出証拠書類（契約締結前の支払がある場合）
- ・その他の書類が必要となる場合があります

実績報告

実績報告書 添付書類

- ・支払調書（様式第7号）及び支出証拠書類
- ・当該住宅の全部事項証明書の写し
- ・誓約書（様式第8号）
- ※住民票謄本
- ・当該住宅の補強診断計算書の写し
（交付申請時に耐震改修誓約書を提出した場合）

注1 上記に記載している交付申請等の期限は、予算の執行状況等によっては変更を行う場合があります。

注2 上記に記載しているもののほか、補助事業の審査に当たり必要がある場合には、添付書類の追加を求める場合があります。

注3 ※印の添付書類・・・交付申請書において公簿での調査に同意すれば添付省略可となる場合があります。